

平成 27 年 3 月 19 日
 資源 エネルギー 庁

再生可能エネルギーの平成 27 年度の買取価格・賦課金を決定しました

経済産業省は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の平成 27 年度の新規参入者向け買取価格及び賦課金を決定しました。

1. 平成 27 年度新規参入者向け買取価格

○調達価格等算定委員会の「平成 27 年度調達価格及び調達期間に関する意見」を尊重し、以下のとおり決定しました^(※1)。

(※1)平成 27 年 4 月 1 日以降、平成 27 年 3 月 31 日までに調達価格が決定していない太陽光発電設備については、認定を受けてから電力会社との接続契約が締結された日の調達価格を適用することとします。ただし、発電事業者の責によらず、接続契約申込みの受領の翌日から 270 日を経過した日までに接続契約締結に至らない場合、270 日を経過した日の調達価格を適用することとします。

(1) 非住宅用太陽光 (10kW 以上)

	平成 26 年度	平成 27 年度 (4/1～6/30)	平成 27 年度 (7/1～)
買取価格 (税抜)	32 円/kWh	29 円/kWh	27 円/kWh
買取期間	20 年間	20 年間	20 年間

(2) 住宅用太陽光 (10kW 未満)

		平成 26 年度	平成 27 年度
買取価格	出力制御対応機器 設置義務なし	37 円/kWh	33 円/kWh
	出力制御対応機器 設置義務あり ^(※2)		35 円/kWh
買取期間	10 年間	10 年間	10 年間

(※2)北海道電力、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の需給制御に係る区域において、平成 27 年 4 月 1 日以降に接続契約申込みが受領された発電設備は、出力制御対応機器の設置が義務づけられ、これに該当する発電設備については、「出力制御対応機器設置義務あり」の調達価格を適用することとします。設置が義務づけられていない場合には、仮に出力制御対応機器を設置したとしても、「出力制御対応機器設置義務なし」の調達価格を適用することとします。

(3) 未利用木質バイオマス^(※3)

		平成 26 年度	平成 27 年度
買取価格 (税抜)	2,000kW 未満	32 円/kWh	40 円/kWh
	2,000kW 以上		32 円/kWh
買取期間	20 年間	20 年間	20 年間

(※3) 既認定の案件については、従来の調達価格において、発電事業者が投資判断を下していることから、新たな価格区分が創設されても、従来の価格が適用されるのが原則ですが、未利用木質バイオマス発電については、初期投資後に発生する燃料費の割合が他の再生可能エネルギー電源に比べて非常に大きく、燃料調達に当たって既認定の事業者が不利な条件になり得ることから、調達価格等算定委員会での指摘も踏まえ、例外的に平成 27 年 4 月 1 日時点で既認定の 2,000kW 未満の未利用木質バイオマスについても、新たな 40 円/kWh の調達価格を同日から適用することとします。

(4) その他の再生可能エネルギー

(陸上風力、洋上風力、地熱、中小水力、未利用木質以外のバイオマス)

買取価格及び買取期間を据え置き

【参考】平成 27 年度買取価格一覧

区分			平成 26 年度	平成 27 年度
太陽光	10kW 以上		32 円	29 円 (4/1~6/30)
				27 円 (7/1~)
	10kW 未満	出力制御対応機器設置義務なし	37 円	33 円
	出力制御対応機器設置義務あり	35 円		
陸上風力	20kW 以上		22 円	22 円
	20kW 未満		55 円	55 円
洋上風力	20kW 以上		36 円	36 円
地熱	1.5 万 kW 以上		26 円	26 円
	1.5 万 kW 未満		40 円	40 円
中小水力	1000kW 以上 3 万 kW 未満	全て新設設備設置	24 円	24 円
		既設導水路活用型	14 円	14 円
	200kW 以上 1000kW 未満	全て新設設備設置	29 円	29 円
		既設導水路活用型	21 円	21 円
	200kW 未満	全て新設設備設置	34 円	34 円
		既設導水路活用型	25 円	25 円
バイオマス	木質 (未利用)	2,000kW 以上	32 円	32 円
		2,000kW 未満		40 円
	木質(一般)		24 円	24 円
	木質(建築廃材)		13 円	13 円
	廃棄物		17 円	17 円
	メタン醜酵		39 円	39 円

2. 平成 27 年度の賦課金単価

○1. の買取価格を踏まえて算定した結果、平成 27 年度の賦課金単価は、1kWh 当たり 1.58 円(標準家庭(一ヶ月の電力使用量が 300kWh)で月額 474 円)と決定しました。

○なお、平成 27 年度の賦課金は、平成 27 年 5 月検針分の電気料金から平成 28 年 4 月検針分の電気料金まで適用されます。

<算定根拠>

賦課金単価 1.58 円/kWh =

$$\frac{\text{①買取費用 } 1 \text{ 兆 } 8370 \text{ 億円} - \text{②回避可能費用 } 5148 \text{ 億円} + \text{費用負担調整機関事務費 } 2.7 \text{ 億円}}{\text{③販売電力量 } 8366 \text{ 億 kWh}}$$

(内訳)

	平成 26 年度に おける想定	平成 27 年度に おける想定	主な要因
①買取費用	9000 億円	➔ 1 兆 8370 億円	非住宅太陽光の導入量の拡大・稼働率の向上による買取電力量の増加 26 年度までに見込みを上回って導入が進んだことに伴う不足分
②回避可能費用	2480 億円	➔ 5148 億円	買取電力量の増加 見直し後の単価の適用拡大
③販売電力量	8670 億 kWh	➔ 8366 億 kWh	前年の販売電力量実績から、近年の減少傾向を踏まえて算出

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー対策課長 松山

担当者: 青木、岸、田中

電話: 03-3501-1511(内線 4551~6)

03-3501-4031(直通)